

南宋兩浙地域における驛遞網の復元

江 琳

はじめに

本稿は、南宋の兩浙地域⁽¹⁾における驛と遞鋪⁽²⁾に注目し、その分布と、道路の延伸する方向に焦点を絞って考察を加える。本稿の目的は、宋元地方志・游記を利用して驛遞の道路を復原し、その驛遞網を圖化することである。

驛遞とは、驛と遞鋪の總稱である。ここでいう驛とは、出張する官僚や外國からきた使者の送迎を担当する施設である。遞鋪とは、文書遞送を担う施設のことを指す⁽³⁾。宋代では驛と遞鋪が分立し、道路には驛と遞鋪が隔てられて分布し⁽⁴⁾、官僚や使者が公に移動する際に、遞鋪で馬などの交通道具を借りることができ、驛で飲食・宿泊した⁽⁵⁾。情報傳達の道路だけではなく、公用の道路をすべて復元しようとしたら、驛と遞鋪兩方を扱わなければならない。なので、本稿では、この公用の道路を「驛遞網」と呼ぶ。

驛と遞鋪の制度については多くの研究がある。1930年代以來、王夔強・魏重慶・眞上隆俊・曾我部静雄らは宋代驛遞の制度をめぐって研究を行った⁽⁶⁾。特に先驅的な研究としては、青山定雄と趙效宣兩氏の論稿を挙げることができる⁽⁷⁾。彼らの研究は主に制度に注目するものであったが、曹家齊氏はこの点に批判を加えている。氏は1990年代から2000年代初頭にかけて、遞鋪の種類・南宋擺鋪の創置時期・宋代急腳遞の遞送方式の3点から先行研究と異なる主張を提出した⁽⁸⁾。

曹氏は彼以前の宋代驛遞の研究を整理し、以下の問題点を指摘した。①一般的に制度内容の全体的な概括及び靜態的理解が主流で、研究方法は文献の収集や整理を主とする。即ち「死（固定して融通のきかない）」の制度史研究と言える⁽⁹⁾。②利用された史料は正史・政書・類書などに限られているが、これらだけを利用して宋代驛遞を検討するのは限界があるため、地方志や『參天台五臺山記』の利用價值に注目する必要がある⁽¹⁰⁾。③史料を収集して驛遞設置の實態を考察し、驛遞網を復元した研究がすくない。

曹氏はこの問題点③に基づき、情報傳達システムの實態を伝える宋元地方志を利用して、南宋臨安府周圍の情報傳達システムを復原した。氏は、臨安府周圍の遞鋪の設置状況及び道路の延伸する方向に焦点を絞り、まず兩宋交替の際の政治や交通形勢の變化を論じた上で、情報傳達シス

テムの立て直しの重要性を指摘した。加えて南宋初期における情報伝達システムの立て直しの過程を考察し、宋元地方志を利用して臨安府周辺の情報伝達の道路を復原した上で、臨安府周りの遞鋪設置の特徴や機能にも言及した⁽¹¹⁾。圖1は曹氏が復元した南宋臨安府周辺の情報伝達の道路である。

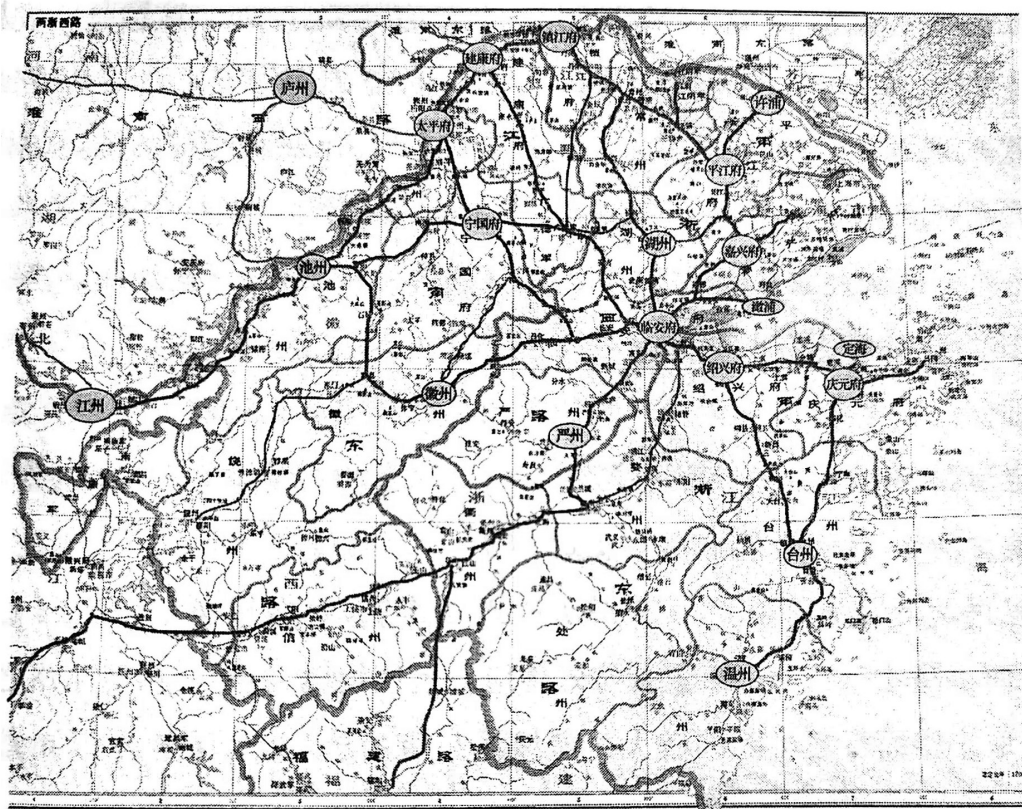


圖1 臨安府周圍郵傳路線圖⁽¹²⁾

曹氏が宋元地方志の分析を通して、南宋臨安府周圍の遞鋪設置の具体的な状況を明らかにし、今まで先行研究で論及されなかった領域に触れたのは事実であるが、それは「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置狀況的考察」という一文章で短く論じられたものであり、氏の研究テーマも驛遞網の復元を専門とするものではなかった。そのために道路についての説明が不十分であったり、復元しきれていない道路があったりする部分があり、なお検討の余地を残している。そして、より具体的な問題点として、以下の2点が指摘できるように思われる。

- a. 地方志に記載された遞鋪を整理して、そこに情報伝達に利用されている道路が通じていると標記したが、遞鋪の具体的な位置・道路の詳細な延伸する方向・經由地・里程などについては論じなかった。

- b. 遞鋪を復原する際に、地方志以外の史料、例えば宋人筆記・游記などを利用することはなかった。しかしそのような史料を用いれば、より具体的に南宋情報傳達システムの全体像を把握することができると思われる。

したがって、遞鋪や道路の具体的な方向や距離を調査し、宋人筆記・游記なども利用して道路を復元することは意味のあることであろう。しかも、曹氏は情報傳達システムの復元を目指しているから、基本的に遞鋪だけを考察し、全ての驛は氏の復元図には反映されていない。本稿の目的は情報傳達の道路だけではなく、公用の道路を全て復元しようとするものである。遞鋪だけを考察するとやや不十分である。

筆者は、以上に述べた研究状況を踏まえ、南宋全國の驛遞網の構造を明らかにしたい。そのために、本稿では都の臨安府を中心とする南宋の兩浙西路・東路に注目し、その範囲における驛遞施設の分布や驛遞網の実態について見ていく。曹氏がすでに復元した道路は、氏が用いなかった史料があれば本稿で検討を加えるが、復元に特に問題がない部分については、本稿で詳しく取り上げることはせず、氏の復元に従う。本稿が特に取り上げるのは、曹氏が復元過程で考證部分を示していない道路や、史料によって復元できるが氏が復元しなかった道路である。

一. 臨安府内の驛遞分布と驛遞網

本章では、府城の驛遞施設の分布や四方への道路の延伸する方向について整理していく。

1. 臨安府城の驛遞分布

(1) 都亭驛

『乾道臨安志』によれば、都亭驛は潮門の裏にある。臨安府には候潮門があるが、これは府城の南門である。

都亭驛、潮門の裏に在り。

都亭驛、在潮門裏。（『乾道臨安志』卷1、館驛。）

都亭驛は紹興12年2月に建てられた。

己酉、都亭驛 成る。

己酉、都亭驛成。（『建炎以來繫年要錄』（以下『要錄』と略稱）卷144 紹興十有二年二月。）

紹興四年、高宗 平江に在り、將に臨安に還らんとし、有司に命じて太廟を建てしむ。十二年、和議 成り、乃ち大社大稷皇后廟・都亭驛・太學を作る。

紹興四年、高宗在平江、將還臨安、使命有司建太廟。十二年、和議成、乃作大社大稷皇后廟・

都亭驛・太學。（『建炎以來朝野雜記』（以下『朝野雜記』と略稱）甲集卷2 渡江後郊廟宮省。）

『黃氏日鈔』によれば、都亭驛の機能は四夷往來の人を接待することであったとされる⁽¹³⁾。『盤洲集』を見ると、特に北からきた使者を接待していたことが知られる⁽¹⁴⁾。また『建炎以來朝野雜記』によれば、北からの使者は臨安に着いて、まず府城から15里外の赤岸にある班荊館で賜宴され、翌日船に乗って北郭稅亭に至り、そこで食事した後、馬で餘杭門に入り、都亭驛に到着する⁽¹⁵⁾。都亭驛には使者の招待の以外の機能もある。以下に列挙する。

① 閱兵

『朝野雜記』によれば、淳熙4年の閱兵の際、高宗が都亭驛で列席していた。

淳熙丁酉季冬乙亥、復た殿歩二司之軍を茅灘殿に大閱す……還りて候潮門に入り、上皇 都亭驛に簾幄を設けて以て觀る。

淳熙丁酉季冬之乙亥、復大閱殿歩二司之軍於茅灘殿……還入候潮門、上皇於都亭驛設簾幄以觀。（『朝野雜記』乙集卷4 乾道淳熙五大閱）

② 官僚の仮住まい

ただし都亭驛は使者を接待することが主な機能であるから、使者が来た場合は、都亭驛に仮住まいする官僚は移住させられる。

丁未、呂城鎮に次り、太尉威武軍節度使提舉萬壽觀劉錡 臨安府に薨す。錡 既に奉祠し、都亭驛に寓居す。……時に金の聘使 將に至らんとし、留守湯思 館を退除して以て之れを待ち、黃衣卒を遣わして錡に諭して別試院に移居せしむ。

丁未、次呂城鎮、太尉威武軍節度使提舉萬壽觀劉錡薨于臨安府。錡既奉祠、寓居都亭驛。……時金之聘使將至、留守湯思退除館以待之、遣黃衣卒諭錡移居別試院。（『要錄』卷197 紹興三十二年二月丁未條）

(2) 班荊館

班荊館も都亭驛と同じく、北からきた使者を接待する場所であり、官僚も利用できる。乾道六年、陸遊が山陰から夔州に赴任する際、班荊館の前亭で休憩した⁽¹⁶⁾。臨安府餘杭門外の赤岸に位置しているが、『朝野雜記』に「赤岸に在りて府を去りて十五里なり（在赤岸去府十五里）」とある一方で⁽¹⁷⁾、『入蜀記』では「臨安を距てて三十六里なり（距臨安三十六里）」とされる。

(3) 樟亭驛

樟亭驛は錢塘縣治の南5里にあり、「浙江亭」とも呼ばれる。

樟亭驛、『晏元獻公輿地志』云えらく、「錢唐縣舊治の南五里に在り、今の浙江亭たり」と。
樟亭驛、晏元獻公輿地志云、在錢唐縣舊治之南五里、今爲浙江亭。（『咸淳臨安志』卷 55、館驛）

(4) 省前鋪

府城内の三省の近くに省前鋪があり、南は候潮門外鋪と繋がり、北は北郭鋪と繋がっている⁽¹⁸⁾。

省前鋪、南のかた候潮門外鋪に至り、北のかた北郭鋪に至る。

省前鋪、南至候潮門外鋪、北至北郭鋪。（『咸淳臨安志』卷 55、郵置）

(5) 北郭鋪

省前鋪から出發し、北の餘杭門を出ると北郭鋪に至る。北郭鋪は臨安府城を周囲の縣と繋げる遞鋪である。北郭鋪の具体的な位置について明確に記した史料はない。しかし、

北郭驛亭、舊て餘杭門外の北郭稅務の側に在り、淳佑六年に趙安撫懇 重建す。

北郭驛亭、舊在餘杭門外北郭稅務側、淳佑六年、趙安撫懇重建。（『咸淳臨安志』卷 55、館驛）

とあって、餘杭門の外に北郭稅務があり、その側に北郭驛亭があることから、北郭鋪は餘杭門の外にあると推測できる⁽¹⁹⁾。

(6) 候潮門外鋪

府城候潮門の外に候潮門外鋪がある。『咸淳臨安志』によると、臨安府南路に斥堠鋪があり、そこで具体的な名稱が記載されるのは、候潮門斥堠馬遞・浙江斥堠馬遞・洋泮橋斥堠・南城斥堠馬遞・牛坊斥堠・新砂斥堠馬遞・淳橋斥堠・上墟斥堠である⁽²⁰⁾。これらから見れば候潮門外鋪は斥堠馬遞である可能性が高いだろう。

2. 府城から外への驛遞網

① 北路：臨安府城—安吉州の道

『咸淳臨安志』卷 55 郵置によると、餘杭門から府城を出て、北郭鋪から北へ行き、洛瀆鋪などの 9 鋪を経て、安吉州德清縣に入る。

② 東路：臨安府城—嘉興府の道

『咸淳臨安志』卷 55 郵置によると、北郭鋪から東へ行き、仁和・鹽官兩縣の 25 鋪を経て、嘉興府の崇德縣に入る。

③ 西路：これは以下の3つの道路が存在する。

西路1：臨安府城—餘杭縣—安吉州の道

西路2：臨安府城—千秋嶺—寧國府の道

西路3：臨安府城—徽州の道

『咸淳臨安志』卷55 郵置によると、北郭鋪から西へ行き、老人鋪などの4鋪と令元鋪を経て、餘杭縣に入る。餘杭縣には横瀆鋪がある。横瀆鋪から道路が2つに分かれる。

一つは、横瀆鋪から北に行き、南獨松鋪などの11鋪を経て、安吉州安吉縣に入る道路である。

もう一つは、横瀆鋪から西へ行き、上臨安縣大路⁽²¹⁾に沿って臨安縣に入る道路である。大路には丁橋鋪⁽²²⁾がある。丁橋鋪から西へ行くと臨安縣に入る。餘杭臨安道については、南宋の史料に記載がないが、後世の遊記にその名が見える。

初三日、餘杭南門橋より擔夫を得、西門に出で、苕溪北岸に沿って、十里を行けば丁橋鋪、又た十里して、馬橋を渡れば、則ち餘杭臨安の界なり。其の北 徑山に達するべし、又た二里すれば、青山たり、居市 甚だ盛ん。溪山 漸く合し、又た二尖峯屏峙有り、一名 紫薇、一名 大山、十五里すれば山勢 復た開き、十錦亭に至り、一路の亭北から西のかたへ去る者は、於潛徽州道なり。亭南から西のかたへ去る者は、即ち臨安道なり。亭の西南より又た一里、一石梁 溪上に横跨し、長橋と曰う。橋を越えて南のかた又た一里、臨安の東關に入る。西關より出で、土城 甚だ低く、縣廨 頽隘す。外 呂家巷闌闌たり、反差 城に盛ん。又た二里、皇潭たり、其の闌闌 呂家巷と同じくす。其の西路 南北に分け、北は亦た於潛の道、南は新城道なり。

初三日、自餘杭南門橋得擔夫、出西門、沿苕溪北岸、行十里丁橋鋪、又十里、渡馬橋、則餘杭臨安之界也。其北可達徑山、又二里、爲青山、居市甚盛。溪山漸合、又有二尖峯屏峙、一名紫薇、一名大山、十五里山勢復開、至十錦亭、一路從亭北西去者、於潛徽州道也。從亭南西去者、即臨安道也。從亭西南又一里、一石梁横跨溪上、曰長橋。越橋而南又一里、入臨安東關。出西關、土城甚低、縣廨頽隘。外爲呂家巷闌闌、反差盛於城。又二里、爲皇潭、其闌闌與呂家巷同。其西路分南北、北者亦於潛之道、南者新城道也。（『徐霞客遊記』第2冊上）

これによると、餘杭臨安道は以下のものであっただろう。

餘杭縣西門—10里—丁橋鋪—10里—馬橋、北へ—徑山—2里—青山—15里—十錦亭、西南へ—1里—長橋、南へ—1里—臨安縣

臨安縣から外へは3つの道がある。

a. 於潛徽州道

『咸淳臨安志』巻55によると、餘杭縣から西へ行き、臨安を経て於潛縣に入る。縣内には市門鋪がある。市門鋪から道路は2つに分かれる。

一つは市門鋪から北へ行き、千秋嶺まで6鋪を経て、寧國府に入る道路である。もう一つは市門鋪から西へ行き、昌化縣に入り、11鋪を経て末界の昱嶺鋪に至り徽州まで繋がる道路である。先に見た於潛徽州道がこれである。

b. 於潛之道

この道は『咸淳臨安志』に収録された「臨安縣境圖」に指摘があり、「上於潛縣路」と名付けられた。この道は「於潛に上る縣路」なのか、或いは「於潛縣に上る路」なのかについて、「餘杭縣境圖」に「上臨安縣大路」とあるから、餘杭臨安道は驛遞要道の大路、つまり驛路であり、それに對して、「上於潛縣路」は「於潛に上る縣路」という意味で、つまり於潛道は驛路より重要さがやや劣る「縣路」であったと理解しても良いであろう。

c. 新城道

南宋の沈與求による『龜溪集』と、葛立號の『歸愚集』には、「新城道中」と題する詩がある。また、蘇軾にも「新城道中二首」という詩がある。これらの詩によって道中の様子が分かる。⁽²³⁾

④ 南路：

『咸淳臨安志』巻55 郵置によれば、臨安府に設置された遞鋪は北路と南路に分けられ、南路には18鋪が設置された。南路の18鋪は錢塘縣、富陽縣、新城縣に分屬し、錢塘縣には8鋪、富陽縣には6鋪、新城縣には4鋪があった。この18鋪について、『咸淳臨安志』は「斥堠鋪」と記しており、軍事文書遞送の要道であったことが分かる。

二. 臨安府を中心とする南宋兩浙の驛遞網

1. 臨安府から建康府への驛遞網

(1) 建康府内の驛遞分布と驛遞網

『景定建康志』の記載によると、建康府内に設置された遞鋪及び四方に通じている道路は以下のとおりである。

まず、驛路は4つあり、その上に51鋪の遞鋪が設置され、鋪間距離は10里であった⁽²⁴⁾。

① 東路：建康—鎮江道

東門鋪—東十里鋪—蛇盤鋪—麒麟鋪—東流鋪—崑崙壩鋪—張橋鋪（以上7鋪は上元縣に所屬する）—江城湖鋪—宣家硯鋪—山口鋪—廟林鋪—下蜀鋪—紀大店鋪（以上6鋪は句容縣に所屬する）

の13 鋪を經由して、鎮江府界の炭渚鋪に至る。

② 南路：建康—廣德軍道

土門鋪—夾埭鋪—遲店鋪—清水亭鋪—園墓橋鋪—秣陵鋪—李村鋪—路口鋪—烏壩橋鋪（以上9 鋪は江寧縣に所屬する）—方墟鋪—石頭埭鋪—烏山鋪—齊家店鋪—南亭埭鋪—南十里鋪—蒲塘鋪—三角子鋪—孔家埭鋪—土山鋪—羅家林鋪—戴公埭鋪—漆橋鋪—朱家店鋪—湯師娘鋪—松兒埭鋪（以上16 鋪は溧水縣に所屬する）の25 鋪を經由して、廣德軍界の顧置鋪に至る。

③ 西路：建康—太平州道

越臺鋪—石子埭鋪—官莊鋪—板橋鋪—三城湖鋪—江寧鋪—青松林鋪—銅井鋪—葛家埭鋪（以上9 鋪は江寧縣に所屬する）の9 鋪を經由して、太平州界の慈湖鋪に至る。

東路・南路・西路については既に曹氏も指摘しているが⁽²⁵⁾、さらに建康から滁州に至る北路も存在する。

④ 北路：建康—滁州道

府前鋪—西門鋪—石碑衝鋪—靖安鋪（以上4 鋪は上元縣に所屬する）の4 鋪を經由して、滁州界の宣化鋪に至る。

驛路がない所には縣路があり、そこには11 鋪の遞鋪が設置されていた。それぞれ鋪間距離は20 里で、上元縣・句容縣・溧水縣・溧陽縣の4 縣を繋げた⁽²⁶⁾。

(2) 臨安府から建康府への驛遞網

臨安府から建康府への道路について、曹氏は、「臨安府—餘杭縣—獨鬆關—安吉縣—廣德軍—建康府」「臨安府—太平州—建康府」「臨安府—鎮江府—建康府」という3つを指摘したが⁽²⁷⁾、説明が簡略に過ぎ、また復元されていない經由地もあるため、再検討する。

①臨安府—餘杭縣—獨鬆關—安吉縣—四安鎮—廣德軍—建康府の道

曹氏が指摘した「臨安府—餘杭縣—獨鬆關—安吉縣—廣德軍—建康府」という道路について、臨安府から安吉縣までの道路はすでに前文で述べ、廣德軍から建康府までの道路は南路の「建康—廣德軍道」である。安吉縣から廣德軍まで四安鎮を經由することについて曹氏の論稿に指摘されていなかったが、徳祐元年（1275）、モンゴルの伯顔は軍隊を3つに分けて南下し、臨安府を目指した。その内の一軍は、阿剌罕が率いてこの道に沿って臨安府まで至った。

乙亥、伯顔 軍を分けて三と爲し、臨安に趨く：阿剌罕 歩騎を率いて建康・四安・廣德よ

り以て獨松嶺に出づ。

乙亥、伯顔分軍爲三、趨臨安：阿剌罕率步騎自建康・四安・廣德以出獨松嶺。（『元史』卷8 世祖本紀、至元十二年十一月條）

壬戌、大元 兵を建康に發し、參政阿剌罕・四萬戶總管奧魯赤 右軍を將いて四安鎮を出でて獨松關に趣く。

壬戌、大元兵發建康、參政阿剌罕・四萬戶總管奧魯赤將右軍出四安鎮趣獨松關。（『宋史』卷47、瀛國公本紀、德祐元年冬十月條）

とあるように、この道は四安鎮を経由することが分かった。

②臨安府—寧國府—太平州—建康府

a. 臨安府—餘杭縣—臨安縣—於潛縣—千秋嶺—寧國府—黃池鎮—太平州—建康府

臨安府から千秋嶺を経由して寧國府に至る道路について前文で述べた。寧國府から太平州までの道路について、『新安志』に記されたように、寧國府から太平州に入り、黃池鎮を経由することが分かった⁽²⁸⁾。太平州と建康府の間につながる道路は西路の「建康—太平州道」である。

b. 臨安府—餘杭縣—獨松關—安吉縣—廣德軍—寧國府—黃池鎮—太平州—建康府

臨安府から廣德軍を経由して寧國府に行き、建康府まで至る道もある。建炎3年（1129）、金の完顔宗弼が建康から臨安に侵入した際、この道を通った。

（杜）充 建康を以て兀朮に叛降し、兀朮 遂に建康より宣城を取り、直ちに廣德に至り、徑ちに臨安に趨き、車駕 又た四明に幸す。

充以建康叛降于兀朮、兀朮遂自建康取宣城、直至廣德、徑趨臨安、車駕又幸四明。（『名臣碑傳琬琰集』上卷13 韓忠武王世忠中興佐命定國元勳之碑）

③臨安府—鎮江府—建康府の道路

鎮江府と建康府を繋げる道路は東路の「建康—鎮江道」であるが、臨安府から鎮江府までの道路については、次の「臨安府から常州・鎮江府への驛遞網」の節で説明したい。

2. 臨安府から常州・鎮江府への驛遞網

① 臨安府—安吉州—常州の道

臨安府から常州への道路は、臨安府から出發し、安吉州を経由して常州に至るものである。臨安から北へ行って安吉州・常州を経由して鎮江府まで至るという道については既に曹氏も指摘しているが⁽²⁹⁾、説明が簡略に過ぎるため、再検討を加える。

『咸淳臨安志』によると、臨安府から北へ行って下塘洛瀆鋪など9鋪を經由して安吉州の徳清縣に至る⁽³⁰⁾。徳清縣から北への道を復元するために、まず安吉州内の驛遞を検討しよう。

安吉州の州治は道に驛を設置したが、ここは長らく邊境であって、賓客はめったに来なかった。東からきた官僚や使者は迎春亭に泊まり、南からきた人は南門の外にある濯纓亭⁽³¹⁾に泊まり、西からきた人は祥符寺至授館で泊まる。管轄した縣は6つがあり、歸安縣を除く、烏程縣・安吉縣・長興縣・徳清縣・武康縣にはいずれも驛遞の施設が設置された⁽³²⁾。

臨安府から徳清縣に入る。徳清縣には大道があり、そこに西亭があった。また、4つの遞鋪（香亭鋪、導望鋪、楊灣鋪、宮巷鋪）もある⁽³³⁾。

烏程縣には南唐路、東門路があり、南唐路には5つの遞鋪（九里鋪、横山鋪、石頭鋪、里山鋪、下黄鋪）があり、東門路には4鋪（昇山鋪、東遷鋪、横館鋪、潯谿鋪、東門路）があった⁽³⁴⁾。南唐路の記載は『嘉泰吳興志』以外に見えないが、東門路について李頎の「送盧少府赴延陵」という詩⁽³⁵⁾がある。詩から東門路に沿って烏程の北の延陵に行くことが分かるので、對する南唐路は烏程の南の道路であろうと思われる。

烏程縣から北へ行くとき長興縣に至る。長興縣には廣徳鋪、周瀆鋪、白羊鋪、鈕店鋪、四安鋪がある⁽³⁶⁾。

長興縣から常州への道路について、曹氏の論稿によれば、長興縣から宜興縣を經由して常州に至る道路があり、これは驛遞で利用される道路であることが分かった⁽³⁷⁾。『咸淳毗陵志』によれば、長興縣と宜興縣の南徳安門との間に道路が通じていたことが分かる⁽³⁸⁾。宜興縣の遞鋪については史料がないが、『咸淳毗陵志』には宜興縣に驛があると記されている⁽³⁹⁾。宋代で驛が設置された場所には一般的に遞鋪もあったため、宜興縣と長興縣との間には驛遞で利用される道路があったはずである⁽⁴⁰⁾。

② 常州—鎮江府の道

常州から鎮江府までの道路について、曹氏は、以下のように指摘した。まず、『嘉定鎮江志』より、丹陽縣には7つの鋪が設置され、この7つの鋪が東へ伸びていき、一番東の呂城鋪まで至る。呂城鋪はその名前から呂城鎮に在るはずで、この呂城鎮は運河の水路が經由する所で常州の境と接する。よって、鎮江府と常州の間に必ず驛遞の道路が通じている⁽⁴¹⁾。

丹陽縣の遞鋪について、『嘉定鎮江志』は確かに7つの鋪を記録しているが、遞鋪の場所については、縣城からどれだけ離れているのかという距離に関する記載しかなく、方向に関する記載がない。よって、遞鋪が東へ向かって伸びていき、一番東の呂城鋪に至るという点は『嘉定鎮江志』より読み取ることはできない。

しかし、『咸淳毗陵志』に、常州の武進縣から鎮江府まで驛遞の道路が通じていたことが見られる。

武進縣、西のかた五十里して鎮江府丹陽縣永安鄉鋪に入る。

武進縣、西五十里入鎮江府丹陽縣永安鄉鋪。(『咸淳毗陵志』 卷 2、地理二、武進)

とあるように、常州武進縣から西へ 50 里進むと鎮江府丹陽縣永安鄉鋪に入る。また、武進縣の朝京門から出て一里の場所には朝京館があり、運河に沿って鎮江丹陽縣分界鋪に至る水路がある。

運河 東のかた通吳門より望亭驛風波橋に至り、西のかた朝京門より丹陽縣分界鋪に至る。
運河東自通吳門至望亭驛風波橋、西自朝京門至丹陽縣分界鋪。(『咸淳毗陵志』 卷 2、地理二、水程)

朝京館、朝京門外一里に在り。

朝京館、在朝京門外一里。(『咸淳毗陵志』 卷 5、官寺、武進)

3. 臨安府から池州への驛遞網

①臨安府—徽州—池州の道

まず、臨安府から徽州界を經由して池州に至る道から見てみよう。臨安府から徽州界までの道については前文ですでに述べたが、ここで述べたいのは徽州と池州との間の道である。徽州の遞鋪について、『新安志』 卷 1、州郡、郵傳に、

六縣の省遞三十五鋪、鋪毎に十人なり。歙、休寧、祁門、黟、則ち又た斥堠三十八鋪有り、鋪毎に八人なり

六縣省遞三十五鋪、每鋪十人。歙、休寧、祁門、黟、則又有斥堠三十八鋪、每鋪八人。

とある。つまり、徽州には省鋪が 35 鋪あり、歙縣・休寧縣・祁門縣・黟縣の四縣には斥堠鋪が 38 鋪あり、情報傳達の道路があったのである⁽⁴²⁾。それだけではなく、軍事文書のような緊急レベルが高い文書の遞送に利用される斥堠道路もあった。

徽州から池州まで 2 つの道路があった。驛路は徽州から東へ績溪を出て、寧國・宣城・南陵・青陽・貴池を經由して池州に至る。その里程は 700 里である。小路は徽州から北へ行って箬嶺を超えて太平・石埭・青陽を經由して池州に至るもので、その里程は 375 里である。この 2 つの道路については、曹氏もすでに指摘しているが⁽⁴³⁾、『新安志』には、もう一つの道路も記載されている。

京に趨くの軌道、……捷して則ち北のかた出でて箬嶺を踰え、泰麻村を望道し、凡そ百九十里なり、寧國府の太平縣を得て、黃柏嶺曹店を歴て、凡そ二百里池州之大通鎮を得たり。

趨京之軌道、……捷則北出踰箬嶺、望道泰麻村、凡百九十里、得寧國府之太平縣、歷黃柏嶺曹店、凡二百里得池州之大通鎮。(『新安志』 卷 1、州郡、道路)

これは、徽州から開封府までの道路の一つである。徽州―箬嶺―泰麻村―太平縣―黃柏嶺曹店―池州大通鎮という経路で、合計 390 里である。これは 375 里という小路とそれほど変わらない長さと言えるが、文書遞送にはいつも短い道路が選ばれたため、徽州から池州への文書遞送は 375 里の小路を選ぶ可能性が高い⁽⁴⁴⁾。

また、斥堠道路については、曹氏もすでに指摘したように、斥堠鋪が設置された歙縣・休寧縣・祁門縣・黟縣四縣の道路を考察してみると、その状況が推測できる。徽州から池州までの斥堠道路は徽州―休寧―黟縣―太平―石埭―池州、或いは徽州―休寧―黟縣―祁門―石埭―池州という道路である⁽⁴⁵⁾。

②臨安府―寧國府―池州の道

また、臨安府から西へ行き、餘杭を經由して於潛に至り、千秋嶺を超えて寧國府を經由し池州に到着する道路がある。臨安府―千秋嶺―寧國府界の道路については前文ですでに述べた。寧國府の寧國縣から池州に至る道路は、歙縣から池州までの道路である⁽⁴⁶⁾。

もう一つの道路は臨安府から西へ行き餘杭縣に至り、餘杭縣から北へ行き獨松關を經由して安吉州に入るものである。安吉州の安吉縣から西北に行き、廣德軍に入り、西へ行き寧國府を經由して池州に至る⁽⁴⁷⁾。

以上より、臨安府から寧國府を經由して池州に至る道路は 2 つがあることが指摘できる。一つは臨安府―餘杭―於潛―千秋嶺―寧國―宣城―南陵―青陽―貴池―池州という道路で、もう一つは臨安府―餘杭―獨松關―安吉―廣德軍―寧國府宣城―南陵―青陽―貴池―池州という道路である。

4. 臨安府から嚴州・婺州・衢州・處州・温州への驛遞網

臨安府から嚴州への道路について、『乾道臨安志』卷 2、陸路に、

陸路、南のかた白峰鋪に至りて一百五十三里なり、嚴州界に入る。

陸路、南至白峰鋪一百五十三里、入嚴州界。

とあるように、臨安府から南へ行って白峰鋪を經由して嚴州に入る。この道路について曹氏も指摘していた⁽⁴⁸⁾。里程は 153 里である。これは具体的には、臨安府の省前鋪から南へ行って候潮門を出て錢塘縣界の候潮門斥堠―浙江斥堠―洋洋橋斥堠―南城斥堠―牛坊斥堠―新砂斥堠―淳橋斥堠―上墟斥堠を經由して富陽縣に至り、富陽縣界の廟山斥堠―赤松斥堠―東門斥堠―一步社斥堠―黃山斥堠―安道斥堠を經由して新城縣に至り、新城縣界の乾塢斥堠―新城斥堠―茗塢斥堠―換塘斥堠を經由して嚴州界に入る臨安府の南路の各斥堠を經由して嚴州へ至る道路であった可能性が高い。臨安の南には斥堠が設置されていたから、臨安から嚴州への道路は緊急性の高い軍事文書遞送の道路であった。

①嚴州淳安道

嚴州には嚴州淳安道がある。この道から江西に至る。

紹興二十五年（1155）、忠翊郎の刁端禮 親しむ所の邵運使に隨いて江西に往き、嚴州淳安道上を経て、晩に旅邸に泊す。

紹興二十五年（1155）、忠翊郎刁端禮隨所親邵運使往江西、經嚴州淳安道上、晩泊旅邸。（『夷堅支志』景卷五、淳安潘翁）

②徽州—嚴州—臨安の水路

嚴州から新安江に沿って西北へ行き徽州に至る。これは徽州・嚴州・臨安府を繋げる水路である。『新安志』卷1、道路に、

舟行して西門汎溪口より二百石なり、新安江に沿って而して下ること百二十里、以て境より出て、淳安由り嚴州に至り、桐廬・富陽を歴て、浙江を過ぎて臨安府に入る。

舟行自西門汎溪口二百石、沿新安江而下百二十里、以出于境、由淳安至嚴州、歴桐廬、富陽、過浙江入臨安府。

とある。徽州は新安江・富春江などの水路を利用して嚴州を経て、地元の木材・茶などの特産を臨安府及びほかの浙東地區に輸送していた。乾道8年に范成大が廣西へ赴任する道中、嚴州に着くと商人が徽州の杉木を船で浙東に運送して販賣しているのを見た⁽⁴⁹⁾。

嚴州からさらに南へ行き、蘭溪を経て婺州に至る道もある。『淳熙嚴州圖經』卷1に、

陸路、東南のかた新屯嶺に至りて婺州界に入りる、五十五里なり。水路、南のかた三河湍に至りて婺州界に入る、五十里なり。

陸路、東南至新屯嶺入婺州界五十五里。水路、南至三河湍入婺州界五十里。

とあるように、嚴州から婺州までは陸路と水路があった。また、同書卷2、歴代沿革二、館驛に、

三河驛、縣南五十里に在り、婺州の大路に當たる。

三河驛、在縣（建德縣）南五十里、當婺州大路。

とあるように、嚴州から婺州への大路に驛が設置されていた。制度通りであれば驛路に驛が設置されたら必ず遞鋪があるから⁽⁵⁰⁾、嚴州から婺州まで驛遞の道路がつながっていたことが分かる。

また、嚴州から衢州への大路があり、大路に朱池驛が設置されていた。『淳熙嚴州圖經』卷2、歴代沿革二、館驛には、

館驛、朱池驛、縣の西三十里に在り、衢州大路に當たる。

館驛、朱池驛、在縣西三十里、當衢州大路。

とある。曹氏によると、臨安府から嚴州を經由して婺州・衢州に繋がる道は福建・江西・嶺南などの所まで行くことができる⁽⁵¹⁾。

臨安府から處州への道路は、臨安府—蕭山—諸暨—義烏—婺州—永康—縉雲—處州である。乾道5年、樓鑰は南宋の使者として金に行く際に、處州から出發し、この道を通って臨安府に到着した⁽⁵²⁾。『北行日録』によれば、道に往來する人が多かったので、沿道に數多くの飲食店・邸店などが設置されていたようである⁽⁵³⁾。遞鋪についての記載こそなかったものの、よく利用されていた道路なので、沿道に遞鋪が設置されていた可能性は高い。

縉雲縣には縉雲驛があり⁽⁵⁴⁾、東南に向かうと青田縣に至る。青田縣には石門館があり⁽⁵⁵⁾、東へ行って温州に入る⁽⁵⁶⁾。温州の驛遞については、史料が極めて少ないため、州内の驛遞施設について具体的に確認できない。そのほかに、『景定建康志』によれば温州までの海上道路がある⁽⁵⁷⁾。

5. 臨安府から嘉興府・平江府への驛遞網

『咸淳臨安志』から、臨安府から嘉興府まで驛遞の道路が通じていたことが知られる⁽⁵⁸⁾。現存している地方志の『雲間志』『淳祐玉峰志』『咸淳玉峰續志』『吳郡圖經續記』『吳郡志』には、嘉興府と平江府の遞鋪の設置についての記載はない。平江府には平望驛と望亭驛があり、兩驛はいずれも水驛である。望亭驛は運河にあり、風波橋に近く、ここから運河に沿って常州と鎮江府に至ることは分かっている⁽⁵⁹⁾。それ以外に記述がないので、嘉興府崇德縣から平江府までの道路の延伸する方向や驛遞施設などについては、實証的に確認できない⁽⁶⁰⁾。

南宋の時、江南運河水道は臨安府・嘉興府・平江府を通り、北の常州・鎮江府を經由して楚州に至る。曹氏は臨安府から平江府までの文書遞送などの活動は、運河水道を利用していたと指摘している⁽⁶¹⁾。

6. 臨安府から紹興府・慶元府・台州への驛遞網

臨安府から紹興府・慶元府への驛遞の道路について、曹氏に指摘されたように、臨安府—蕭山縣—山陰縣—紹興府—上虞縣—餘姚縣—慈溪縣—慶元府である⁽⁶²⁾。『嘉泰會稽志』卷4、郵置によれば、紹興府には43鋪が設置され、明州（慶元府）・台州・婺州・臨安府とつながる道路があった。また同書卷12、八縣、蕭山縣、道路によれば、臨安府錢塘縣から東へ蕭山縣を經由して紹興府に入り、山陰縣に至る道路であった。

また、同書卷12、八縣、山陰縣、道路に、

東路來たること會稽縣界よりし、縣界を経ること五十四里、西のかた蕭山に入る。

東路來自會稽縣界、經縣界五十四里、西入蕭山。

とあるように、この道に沿ってさらに東へ行くと會稽縣と繋がる。會稽縣の東の道路について、『嘉泰會稽志』卷12、八縣、餘姚縣、道路に、

餘姚縣、道路、東路の來たるは慶元府慈溪縣界よりし、縣界を經ること六十里、西のかた上虞縣界に入る。

餘姚縣、道路、東路來自慶元府慈溪縣界、經縣界六十里、西入上虞縣界。

とある。會稽縣から東へ行き、上虞縣を經由して餘姚縣に至り、ここから慶元府慈溪縣に入る。慈溪縣には漁溪鋪があり、紹興府桐下鋪から25里である⁽⁶³⁾。

慶元府の驛遞や道路について、『寶慶四明志』からそれを明確にできる点は、既に曹氏が指摘している⁽⁶⁴⁾。『寶慶四明志』郡志卷3、驛鋪によれば、紹興4年(1134)、慶元府の象山・昌國以外の諸縣に斥堠鋪が設置され、合わせて17鋪、鋪兵112人であった。

『寶慶四明志』に記載された慶元府の驛遞について整理してみると、慶元府内の道路は2つあったことが知られる。

①北路：慈溪—鄞縣—定海—昌國の道

慈溪縣漁溪鋪から東へ—25里—甲山鋪—25里—西門鋪—15里—西渡鋪—鄞縣—景安鋪—11里—城西鋪—桃花鋪に至る道が北路である。ここからさらに道が2つに分かれる。

①-1 桃花鋪から北へ—35里—定海縣—清水鋪—25里—西門鋪に至る。

①-2 桃花鋪から東へ—55里—定海縣河頭鋪—50里—蘆浦鋪に至り、ここから東へ海を渡って昌國縣に至る。

②南路：慈溪縣—鄞縣—奉化縣—台州の道

南路はまず、慈溪縣から鄞縣に至る。ここまでは北路と同じであるが、鄞縣からは南へ行く。樸社鋪—25里—奉化縣北渡鋪—25里—南渡鋪—25里—縣鋪—25里—雙溪鋪—25里—固海鋪—25里—台州寧海縣界海口鋪に至る道路である

臨安府から台州まで、以上の南路の以外に、もう一つの道路がある。『嘉泰會稽志』に、

諸暨縣、道路、東路の來たるは嵊縣界よりし、縣界を經ること一百六十三里なり、西のかた臨安府富陽縣界に入る。

諸暨縣、道路、東路來自嵊縣界、經縣界一百六十三里、西入臨安府富陽縣界。(『嘉泰會稽志』卷12、八縣、諸暨縣、道路。)

新昌縣、道路、東路の來たるは嵊縣界よりし、縣界を經ること六十里なり、西のかた復た嵊縣界に入る。南路の來たるは台州天台縣界よりし、縣界を經ること一百里、北のかた嵊縣界

に入る。

新昌縣、道路、東路來自嵊縣界、經縣界六十里、西復入嵊縣界。南路來自台州天台縣界、經縣界一百里、北入嵊縣界。（『嘉泰會稽志』卷12、八縣、新昌縣、道路。）

とある。これは臨安府から出發して南路に行き、富陽縣を經由して紹興府界に入り、東南へ行き、諸暨縣を經由して嵊縣に至り、東南へ行つて新昌縣を経て台州界に入つて天台縣に至るという経路で、温州まで行ける。台州内の驛遞について、『嘉定赤城志』卷18によると、台州の臨海縣・黃岩縣・天台縣・仙居縣・寧海縣に遞鋪があり、道路が通じていたことが分かった。

以上、本稿で考察した南宋江南各州府の驛遞網を圖化したものが圖2⁽⁶⁵⁾である。

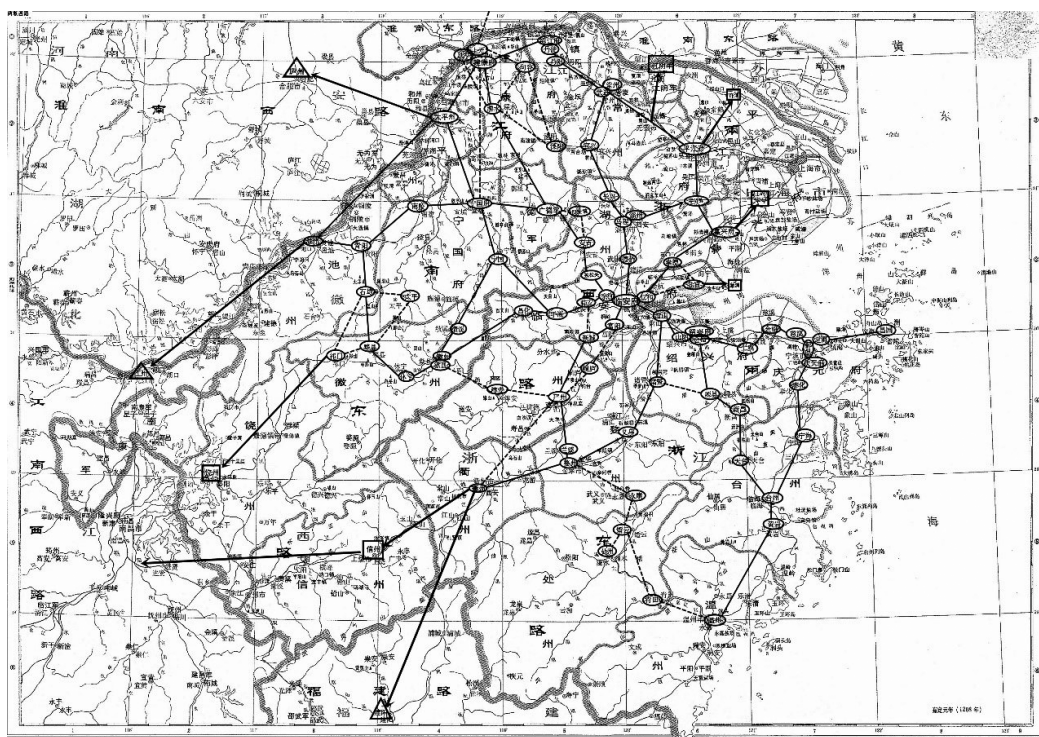


圖2 南宋兩浙地域における驛遞網

圖2の線については以下の意味を持たせた。

- ①「——」で示した道路は曹氏の圖と重複している道路である。
- ②「……」で示した道路は本稿の検討の結果復元されたものであり、圖1にはない道路である。
- ③「→」は方向を示したものではなく、圖1にあるが、本稿で検討しなかった道路である。本稿で検討しなかった理由は二種類に大別される。△で地名を圍った場所は本稿で取り上げた

地域ではないため検討対象とはしなかった。□で地名を圍った場所は驛遞に関する史料がなく、曹氏の論文でも、この道路について史料を引いて論證しているわけではないため、驛遞の道路を実證的に復元できない部分である。

おわりに

本稿は、南宋の驛遞網を復元することを目的として、まず都の臨安府を中心とする南宋の兩浙西路・東路に範圍を區切って、考察を加えた。同地の驛遞施設の分布や路網の延伸する方向について、宋元地方志・宋人游記・文集・詩などを利用して道路を復原し、圖2を作製した。これによって南宋時代における兩浙西路・東路の驛遞網は把握できたと言えるだろう。

言うまでもなく、本稿の結論は兩浙西路・東路に範圍を區切ったものであるから、南宋における驛遞網の全貌を明らかにするにはなお足りない部分がある。さらに別の地域について本稿と同じ手法を用いて驛遞網を復元することは今後の課題となるだろう。

また、南宋時代の特に初期は、宋金戦争によって政治・軍事や地域社会の規範などが大きく動揺する時期であった。軍事的な對立が激化することによって、南宋初期において金軍に壊滅された遞鋪を再建する動きがあった。これに限らず、遞鋪の建て直しは行われ得るのであるが、これを把握した上で、より時期を意識して精密に驛遞網を復元する点も、今後求められるものになるだろう。

注

【出典資料略稱一覧】

『建炎以來繫年要錄』=『要錄』

『建炎以來朝野雜記』=『朝野雜記』

- (1) ここで、本稿の考察する地理的範圍について明らかにしておく。北宋では、鎮江以東の江蘇南部及び浙江全境を兩浙路とした。南宋に至ると、兩浙路を分けて兩浙西路・兩浙東路とした（李伯重『多視角看江南經濟史（1250—1850）』、生活・讀書・新知三聯書店、2003年、458頁を参照）。本稿で考察する兩浙とは、南宋における兩浙西路の臨安府・平江府・鎮江府・嘉興府・建德府（嚴州）・安吉州（湖州）・常州・江陰軍、および兩浙東路の紹興府・慶元府・瑞安府（溫州）・婺州・台州・處州・衢州・江南東路の寧國府・建康府・徽州・池州・饒州・信州・太平州・南康軍・廣德軍を指すものとする。
- (2) 南宋において、情報傳達の施設の呼稱は「遞」「鋪」「步遞」「馬遞」「急腳遞」「斥埃鋪」「擺鋪」など多岐にわたる。煩瑣を避けるため、本稿では原則として「遞鋪」と呼ぶが、これは「遞」のみを指しているのではなく、情報傳達の施設の總稱とする。
- (3) 曹家齊「地方志與域外漢籍：揭開宋代驛傳制度奧秘的鑰匙—兼談正史・政書・類書等文獻對宋代典章制度記載之局限性」、『宋代的交通與政治』、中華書局、2017年、23頁を参照。初出は「地方志と域外漢籍：宋代驛傳制度の深窓を開く鍵—正史・政書・類書等の文獻における宋代典章制度に関する記載の限界性を兼ねて論ず」、大阪市立大學東洋史論叢別冊特集號『文獻資料學の新たな可能性』2、2007

年。

- (4) 曹家齊「官路、私路與驛路、縣路—宋代州（府）縣城周圍道路格局新探」、《學術研究》2012年第7期、109頁を参照。また、曹家齊「地方志與域外漢籍：揭開宋代驛傳制度奧秘的鑰匙—兼談正史・政書・類書等文獻對宋代典章制度記載之局限性」、23-28頁によれば、『淳熙三山志』から驛遞施設の具体的な分布を復元すると、以下のようになる。

福州西路：州城 迎恩館—半里—東門鋪—18里—土堰鋪—18里—葛崎鋪 葛崎驛—20里—陳湖鋪—20里—豐田鋪—20里—大瀨鋪 大瀨驛—30里—湯背鋪—25里—小箬鋪 小箬驛—25里—嵩灘鋪—向北25里—常瀨鋪 高溪驛—向西15里—朱坑鋪—30里—芋洋鋪—20里—使華亭—10里—營頂鋪

福州南路：州城—9里—橫山鋪 臨津館—15里—江南鋪—15里—方北鋪 西峽北驛—20里—方南鋪—20里—大田鋪 西峽南驛—23里—常思鋪 大義臨津驛—7里—太平鋪 太平驛—17里—假面鋪—18里—漁溪鋪 漁溪驛—23里—蒜嶺鋪

上記から見れば、宋代の福州西路・南路における驛と遞鋪の設置には①驛の数が遞鋪より少ない、②驛が設置された所に必ず遞鋪がある、③同じ場所で設置された驛と遞鋪とは同名の場合も異名の場合もある、という3つの特徴がある。『淳熙三山志』では南方の驛遞の分布が明らかになったが、この特徴は北宋東京から五臺山まで驛遞の分布と共通しているため、宋代の驛遞分布全体の特徴といえる。

- (5) 曹家齊「地方志與域外漢籍：揭開宋代驛傳制度奧秘的鑰匙——兼談正史、政書、類書等文獻對宋代典章制度之局限性」『宋代的交通與政治』、中華書局、2017年、30頁、初出2007年を参照。
- (6) 曾我部静雄「宋代の驛傳郵鋪」、『東洋史論叢：桑原博士還曆記念』、弘文堂書房、1931年。王夔強「宋代交通制度考略」、『安雅』1935年5月至1936年1月、共5期。魏重慶「兩宋時代之交通事業」、『正風半月刊』2卷11期、1936年。眞上隆俊「南宋郵鋪に關する一考察」、『東洋學報』34、1-4、1952年。
- (7) 青山定雄『唐宋時代之交通と地誌地圖の研究』、吉川弘文館、1963年。趙效宜『宋代驛站制度』、聯經出版事業公司、1983年。青山氏は、初めて宋代の「驛」と「遞鋪」との関係について言及し、遞鋪の種類と管理・組織・任務及び南宋時期で新たに設置された斥堠鋪・擺鋪にも論及した。ただしそれは「宋代における遞鋪の發達」という一節で短く論じられたものであり、氏の研究テーマも驛遞の制度を専門とするものではなかった。そのために遞鋪の種類、金字牌遞・斥堠鋪・擺鋪の設置時期及び變遷に對してなお検討の余地を残している。趙氏の研究は宋代驛遞制度を専門とするもので、「遞角之傳遞制度」「人與物之傳遞制度」及び「管理制度」について検討し、遞鋪の種類・公文の封裝遞送過程・公文書類及び遞送方式・驛傳施設の修繕などの問題を中心にして考察した。しかし、曹氏によって新しい發見がなく、全書の筋道がはっきりしていないと指摘されている（曹家齊『宋代的交通與政治』、中華書局、2017年、47頁。）
- (8) 曹家齊「金字牌遞創設時間小考」、『江海學刊』1998年5期。「宋代遞鋪種類考辨」、『文史』第51輯、中華書局、2000年。「宋代急腳遞考」、『中國史研究』第1期、2001年。「關於南宋斥堠鋪・擺鋪的幾個問題」、『浙江大學學報（人文社會科學版）』第32卷第5期、2002年。「南宋對郵傳之整飭與更張述論—兼談朝廷與岳飛軍前詔奏往來問題」、『中山大學學報（社會科學版）』第43卷第6期、2003年。「南宋擺鋪創置時間考辨」、『文史』第63輯、中華書局、2003年5月。「唐宋驛傳制度變跡探略」、『燕京學報』第17期、北京大學出版社、2004年。
- (9) 曹家齊「中國古代交通史研究之回顧與展望」、『宋代的交通與政治』、中華書局、2017年、48頁。
- (10) 曹家齊「參天台五臺山記中的驛傳與文牒」、『文獻』第4期、2005年、「略談『參天台五臺山記』的史料價值」、『域外漢籍研究集刊』第二輯、中華書局、2006年、「地方志と域外漢籍：宋代驛傳制度の深窓を開く鍵—正史・政書・類書等の文獻における宋代典章制度に關する記載の限界性を兼ねて論ず」、大阪市立大學東洋史論叢別冊特集號『文獻資料學の新たな可能性』2、2007年を参照。
- (11) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置狀況の考察」、『宋代的交通與政治』、中華

書局、2017 年、179–205 頁。

- (12) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置狀況の考察」、『宋代的交通與政治』、中華書局、2017 年、191 頁。
- (13) 『黃氏日鈔』卷 87、邵武軍建寧縣綏城驛記、「惟在京置都亭驛、置班荆館、以待四夷來王之人。」
- (14) 『盤洲集』卷 26、都亭驛記、「今上即位、駐蹕臨安、詔立都亭驛於畿邸、以館北使。規度崇園、制仿省戶、高簷巨棟、軒豁洞達、繩列棊分、咸有敘次。」
- (15) 『朝野雜記』甲集卷 3、北使禮節、「北使至闕、先遣伴使賜御筵於班荆館、在赤岸去府十五里、酒七行。翌日、登舟至北郭稅亭、茶酒畢、上馬入餘杭門、至都亭驛。」
- (16) 『入蜀記』卷 1、「(乾道六年六月) 二日。……過赤岸班荆館、小休前亭。班荆者、北使宿頓及賜燕之地、距臨安三十六里。」
- (17) 注 15 を参照。
- (18) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、192 頁を参照。
- (19) 北郭鋪の位置については、曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、192 頁も参照。
- (20) 『咸淳臨安志』卷 55 館驛。
- (21) 『咸淳臨安志』載録「餘杭縣境圖」に「上臨安縣大路」が見える(『咸淳臨安志』卷 16「餘杭縣圖」、『宋代方志叢刊』第 4 冊、中華書局、2006 年、3515 頁)。
- (22) 『咸淳臨安志』に収録する「餘杭縣境圖」に「上臨安縣大路」に「丁橋鋪」の位置が記されている。丁橋鋪は明の時代にまだ存在していたようである。徐霞客によれば、丁橋鋪から西を十里へ行くと馬橋がある。ここが餘杭縣と臨安縣との境となる。(『徐霞客遊記』第 2 冊上、「初三日、自餘杭南門橋得擔夫、出西門、沿苕溪北岸、行十里丁橋鋪、又十里、渡馬橋、則餘杭臨安之界也。」)
- (23) 『龜溪集』、律詩、新城道中、「馬蹄隨意到、回首隔南岡、日落鳥猶語、春歸花自香、長紅媚幽谷、新綠漲回塘、假榻知何地、昏鐘出上方。」
『兩宋名賢小集』卷 82、歸愚集、己卯歲四月二十七日自湖州赴宜春郡餘杭由路至富陽、新城道中、「己去日邊遠、宜春城尚餘、呼童秣征馬、帶月趁啼鴉、橋斷復揭水、路窮還渡沙、誰能飾廚傳、裹飯野人家。」
『蘇文忠公全集』東坡卷 4、「其一：東風知我欲山行、吹斷檐間積雨聲。嶺上晴雲披絮帽、樹頭初日挂銅鉦。野桃含笑竹籬短、溪柳自搖沙水清。西崦人家應最樂、煮芹燒笋餽春耕。
其二：身世悠悠我此行、溪邊委轡听溪聲。散材畏見搜林斧、疲馬思聞卷旆鉦。細雨足時茶戶喜、亂山深處長官清。人間岐路知多少、試向桑田問耦耕。」
- (24) 『景定建康志』卷 16、鋪驛。
- (25) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、195 頁を参照。
- (26) 『景定建康志』卷 16、鋪驛。
- (27) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、195 頁を参照。
- (28) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、194 頁を参照。
- (29) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、195–196 頁を参照。
- (30) 『咸淳臨安志』卷 55、郵置。
- (31) 濯纓亭の位置については、范成大の「濯纓亭在吳興南門外」という詩がある(『石湖詩集』卷 13)。
- (32) 『嘉泰吳興志』卷 9、郵驛。「烏程縣、郵遞如後、九里鋪、橫山鋪、石頭鋪、里山鋪、下黃鋪、南唐路也。昇山鋪、東遷鋪、橫館鋪、潯谿鋪、東門路也。……長興縣、廣德鋪、周瀆鋪、白羊鋪、鈕店鋪、四安鋪。……武康縣、鋪二、縣下鋪、砂村鋪。……德清縣、郵鋪四、香亭鋪、導望鋪、楊灣鋪、宮巷鋪。……安吉縣、郵鋪五、尹家鋪、郎家鋪、鈕家鋪、獨松鋪、西門鋪。」

- (33) 『嘉泰吳興志』卷9、郵驛、德清縣、「西亭、在德清縣西、前臨通衢、後枕北流。」
『嘉泰吳興志』卷9、郵驛、德清縣、「郵鋪四、香亭鋪、導望鋪、楊灣鋪、宮巷鋪。」
- (34) 『嘉泰吳興志』卷9、郵驛、烏程縣、「烏程縣、郵遞如後、九里鋪、橫山鋪、石頭鋪、里山鋪、下黃鋪、南唐路也。昇山鋪、東遷鋪、橫館鋪、潯谿鋪、東門路也。」
- (35) 『全唐詩』卷134、李頎「送盧少府赴延陵」、「問君从宦所、何日府中趨。遙指金陵縣、青山天一隅。行人懷寸祿、小吏獻新圖。北固波濤險、南天風俗殊。春江連橘柚、晚景媚菰蒲。漠漠花生渚、亭亭雲過湖。灘沙映村火、水霧斂橋烏。回首東門路、鄉書不可无。」
- (36) 『嘉泰吳興志』卷9、郵驛、長興縣、「長興縣、廣德鋪、周瀆鋪、白羊鋪、鈕店鋪、四安鋪。」
- (37) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、196頁を参照。
- (38) 『咸淳毗陵志』、卷2、宜興縣、陸程、「宜興縣、陸程、南自德安門至長興縣。」
- (39) 『咸淳毗陵志』卷5、官寺一、館舍、「宜興、陽羨館、舊名迎華驛、在遵義坊、北臨荆溪。」
- (40) 曹家齊「唐宋驛傳制度變遷探略」(『燕京學報』新17期、北京大學出版社、2004年11月)、曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、196頁を参照。
- (41) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、196頁。
- (42) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、192頁を参照。
- (43) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、192頁を参照。『新安志』卷3、歙縣、道路に、「驛路東出績溪、由寧國、宣城、南陵、青陽、貴池、至池州、凡七百里。小路北踰箬嶺、經太平、石埭、青陽界徑至池州、才三百七十五里。」
- (44) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、192頁を参照。
- (45) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、193頁を参照。
- (46) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、193頁を参照。
- (47) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、193-194頁を参照。
- (48) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、199頁を参照。
- (49) 『范成大筆記六種』、驂鸞錄、「歙浦杉排、畢集橋下……休寧山中宜杉、土人稀作田、多以種杉爲業。」
- (50) 曹家齊『唐宋時期南方地區交通研究』(華夏文化藝術出版社、2005年)82頁を参照。及び曹家齊『宋代交通管理制度』第1章第1節を参照。
- (51) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、199頁を参照。
- (52) 張錦鵬『南宋交通史』、上海古籍出版社、2008年、51頁を参照。
- (53) 『攻媿集』卷111、「北行日錄」。
- (54) 『全唐詩』卷118、孫遜「送揚州法曹按括州」、「東海天台山、南方縉雲驛。」
- (55) 『全唐詩』卷883に丘丹「秋夕宿石門館」という詩がある。
- (56) 華林甫「唐代兩浙驛路考」、『浙江社會科學』、1999年第5期、1999年9月、133頁を参照。
- (57) 『景定建康志』卷48、「車駕自明州登海、船精銳之兵萬餘人、扈駕行至台州港、泊數日、乃趨溫州。」
- (58) 『咸淳臨安志』卷55、郵置、「北郭鋪、東至上塘仁和・鹽官兩縣界下界首鋪、共二十五鋪、接連嘉興府崇德縣界。」
- (59) 『吳郡志』卷40、于濤、「宰相琮之侄、隨琮南遷、途經平望驛、維舟方食。」
- (60) この点は曹氏も指摘している。曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、196頁を参照。
- (61) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、197頁を参照。
- (62) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、198-199頁。
- (63) 『寶慶四明志』郡志卷3、驛鋪に、「漁溪鋪、慈溪縣漁溪坊前、至紹興府桐下鋪二十五里。」
- (64) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況の考察」、198-199頁を参照。

- (65) 譚其驥編『中國歷史地圖集（宋・遼・金時期）』（第六冊）圖 59-60 を基に筆者改圖。なお、これは本稿の議論に基づいて復元したものであって、當時に存在した驛遞の道路が全て網羅されていない可能性がある。